

◎酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法

(平成一五年五月一日法律第三四号)(衆)

一、提案理由(平成一四年一二月一日・衆議院財務金融委員会)

○谷津議員　ただいま議題となりました酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置をとることにより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とするものであり、その主な内容な次のとおりであります。

第一に、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等であります。

税務署長は、所定の事由により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること、当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について所定の経営の改善のための計画が酒類小売業者から提出されていることの要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができるものとしております。

その上で、税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないものとしております。

第二に、財政上の措置であります。

国は、酒類小売業者による経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な財政上の措置を講ずるものとしております。

以上が、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一五年四月三日)

○小坂憲次君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、谷津義男君外七名提出、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案について申し上げます。

本案は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置をとることにより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とするものであり、その概要を申し上げますと、

まず、税務署長は、一定の要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができることとする、

また、税務署長は、当該地域においては、酒類小売業免許の新たな付与等を行ってはないこととする、

さらに、政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、酒類販売業免許の制度のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする等としているものであります。

……………（略）……………

また、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案は、第百五十四回国会に提出され、今国会まで継続審査に付されていたものでありまして、さきの第百五十五回国会の昨年十二月十一日、提出者谷津義男君から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、同法案に対し、七条明君外二名から、不公正な取引方法に該当する取引に関し、国税局長等の公正取引委員会への措置請求に係る規定を設けること等を内容とする修正案が提出されました。

同日、両法案及び修正案に対する質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと、また、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成一五年四月二日）

○七条委員　ただいま議題となりました酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を申し上げます。

修正案は、公正な競争環境の整備、これをまず第一点としまして、もう一つは青少年の健全な育成の重要性等の観点から、原案を修正するとともに、その内容を次のとおりといたしております。

第一に、この法律に「公正取引委員会への措置請求等」の章を設けることとさせていただいております。

すなわち、国税局長等は、酒類販売業者の取引に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における不公正な取引方法に該当する事実があると思料されるときは、公正取引委員会に対して、その事実を報告し、適当な措置を求めることができる旨の規定を設けるとともに、酒類製造業者、卸売業者は、販売数量に応じた金銭の供与等の取引条件について基準を定めるとともに、これを関係酒類販売業者に対して提示するよう努めなければならない旨の規定を設けることといたしております。

第二点としまして、政府が、酒類販売業免許の制度のあり方について検討を加えるに際し勘案すべき事項の一つとして、青少年の健全な育成の重要性を追加することといたしております。

さらに、三点といたしまして、この法律の施行期日を、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日とするとともに、この法律の施行前にされた酒類小売業免許の付与の申請等に係る適用区分の規定の追加、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、修正案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議（平成一四年四月二日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 緊急調整地域の指定要件については、当該地域における酒類の小売販売数量や小売販売場数の推移等の需給動向及び酒類小売販売業に係る経営状況等を適正に反映するものとなるよう十分に配慮するとともに、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用を図ること。

一 酒類小売販売業者の経営の改善については、酒類小売販売業者において自主的な経営の改善のための取組みが円滑に行われるよう、積極的な助言・啓発に努めること。

また、経営の改善のための計画の実施及び転廃業の円滑化に関し、酒類小売業者の自主的な取組みを促進していくため、適切な支援のための措置をとること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一四年四月二三日）

○柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案は、多くの酒類小売業者の経営に急激な変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、国税局長等による公正取引委員会への措置請求の規定を設ける等の修正が行われています。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、酒類小売業における規制緩和の是非、未成年者飲酒防止のための酒類販売管理の必要性、緊急調整地域を指定するに当たっての運用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、酒類小売業者経営改善緊急措置法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年四月二二日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 緊急調整地域の指定要件については、当該地域における酒類の小売販売数量や小売販売場数の推移等の需給動向及び酒類小売販売業に係る経営状況等を適正に反映するものとなるよう十分に配慮するとともに、透明性・公平性が確保されるよう適切な運営を図ること。

- 一 酒類小売販売業者の経営の改善については、酒類小売販売業者において自主的な経営の改善のための取組みが円滑に行われるよう、積極的な助言・啓発に努めること。

また、経営の改善のための計画の実施及び転廃業の円滑化に関し、酒類小売業者の自主的な取組みを促進していくため、適切な支援のための措置をとること。

右決議する。